

東 弁 往 来

第49回 法テラス千葉法律事務所



千葉県弁護士会会員 野原 郭利 (65期)

2012年12月に弁護士登録。東京弁護士会に入会。
2014年1月より6ヶ月、長崎県雲仙市の社会福祉法人へ研修出向。
2014年7月より法テラス千葉法律事務所に着任し、現在に至る。

法テラス千葉法律事務所
(千葉県千葉市)

1. 自己紹介

65期の野原郭利と申します。2013年1月より1年間、東弁の公設事務所である東京パブリック法律事務所、法テラスのスタッフ弁護士として養成を受けた後、6ヶ月間長崎県雲仙市の知的障がい者支援を中心に行っている社会福祉法人に研修出向をしました。その後、2014年7月より、法テラス千葉法律事務所に着任し、現在に至ります。東京での養成期間は非常に熱い先輩方に囲まれた楽しい期間で、あっという間に過ぎてしまった印象があります。

2. 千葉県の特色

千葉県の特色、と言っても、東京のみなさまも簡単にアクセスできる地域でもあり、それほどご紹介できることはありません。ただ、海沿いなので魚はとてもおいしく、南に下る事件の時には、可能な限り海の幸を堪能するのが今の楽しみです。山や海等、豊かな自然に囲まれた地域も多く、事務所のメンバーにて旅行に行き、山に登ったり、牧場でバーベキューをしたりしたこともありました。

また、千葉県は、房総半島全域が対応地域になることもあって、首都圏としての都市型の事件から、司法過疎地といえるような地域での高齢者等の事件まで、幅広い事件を抱えている地域だと思います。

3. 法テラス千葉法律事務所の概要

(1) 刑事事件の担い手

現在、事務所は弁護士8名・事務局8名で、法テラス内では東京に次いで2番目の規模の法律事務所になります。元々、被疑者国選拡大時の国選事件の対

応が当初の赴任目的だったこともあり、比較的刑事事件に力を入れている弁護士が多いのが特色と言えます。また、かつて裁判員裁判を多数担当していたOB弁護士も複数千葉に定着しているため、そのような弁護士と共に事件を担当することで、研鑽できるのはよいことだと思います。

なお、現在は、単位会内でも弁護士数が増え、刑事国選事件の担い手が相当数増加したこともあって、かつてのように刑事事件に特化して活動を行う役割は終えつつあるように思います。

(2) 司法ソーシャルワークの実践

他方、現在は福祉機関からの打診で事件を受任したり、福祉機関と共に事件処理に取り組んだりというような、いわゆる「司法ソーシャルワーク」と呼ばれる役割や、困難事件・ペイしない事件の対応等、補完的役割を担う部分が増えているように思います。

法テラス千葉では、法的アクセスが困難な依頼者につながるため、「ダイレクト連携」というスキームを実践しています。これは、県内の行政や福祉施設等、福祉の支援者からの問い合わせに対して、法律事務所の



法テラス千葉法律事務所の弁護士

スタッフ弁護士が情報提供を実施するというものです(法テラスの情報提供業務の一環として行っています)。この中で、簡単な法的助言を行ったり、援助を要する事案では弁護士会の法律相談を紹介したりして、アクセスの改善に取り組んでいます。その中で、出張を要すること等から、コスト的に見合わない案件については、スタッフ弁護士が相談対応を行うこともあります。

また、講演・業務説明を行うことも多くあります。この中では、自分達の行った連携事例を紹介したり、法テラスの活用法をお伝えしたりしています。県内でも、遠隔地で業務説明を行った際には、法テラスを知っている福祉職の方が一人もいなかったこともありました。さらなる周知活動の必要性を実感したところです。

4. 千葉での活動

(1) 受任事件

私が担当している事件は、先に述べた「ダイレクト連携」の中で出張を要する案件や、刑務所や精神病院での相談から受任している事件が大半を占めています。

事件類型としては、債務整理や家事事件、外国人の事件等が多いです。元々法的アクセスが困難だった依頼者の方の中には、何らかの障がいを抱えていて、かつ配偶者や家族からの虐待を受けているといったような、重複的な課題を有する方が多い印象です。こうした方々の場合、法的問題の解決だけでは足りず、福祉の支援者による生活支援等が不可欠であるように思います。

また、上記の通り、基本的に出張の案件が多く、依頼者の所在地としても、千葉県内の南端や東端に近い地域の事件も少なくありません。そのため、事件対応は半日がかりとなってしまいます。そのような地域では、弁護士も数的にも不足している現状がありますので、法的アクセスの改善のためには、法テラスの地域事務所等の設立の必要性を、現場のスタッフ弁護士達は感じているところです。

(2) 刑事事件

元々、刑事事件に取り組みたいという希望が非常に強かったこともあり、私自身は刑事事件への取り組みには力を入れています。

担当する事件としては、裁判員事件で、連日接見対応を行い、依頼者の親族に会いに北海道まで行ったような事件もあれば、他方で障がいを抱えた依頼者と筆談で接見し、起訴猶予後まで支援を行っている事件等、幅広い事件があります。刑事事件について、こ



鋸山山頂からの風景

のように大型・比較的長期にわたる裁判員事件に集中できたり、釈放後の支援まで関わられたりするのは、スタッフ弁護士の強みであり、魅力だと感じています。

(3) 連携活動

その他には、千葉市の精神障がい者の退院後の地域移行に関する委員や、南部圏域の障がい者の権利擁護に関する委員等にも選任されて活動をしています。また、「司法福祉千葉モデル勉強会」という、罪に問われた障がい者や高齢者の支援を行う地域生活定着支援センターを中心に、福祉支援者、行政職員、受入先施設、有志の弁護士や検察官等が集まって行う勉強会に参加しています。この勉強会で面白いのは、ここでの事例相談から、実際の連携が生まれることです。

釈放後の受入れ先がないホームレスの方の相談をした際には、受入れ可能なシェアハウスを紹介していただいたことがありました。他方、勉強会の中で出所者の方への借金の督促に関する相談があり、実際にその方の債務整理の依頼を受けたこともありました。このように、勉強会の中から双方向の連携が始まるのは、非常に意義深いものがあると考えています。

5. 最後に

私の任期は、この記事が出る1月には更新を行っている予定ですので、もうしばらくは千葉でスタッフ弁護士として活動を続けていく予定です。徐々にではありますが、所属する委員会内等でも顔を覚えていただけるようになってきましたので、外国人や貧困、障がい者の分野等で、所属委員会とも連携して、法的アクセス障害の改善に役立っていけたらと考えています。

また、刑事事件については、現在も比較的大型の裁判員事件等を受任していますので、今後もライフワークとして取り組んでいきたいと考えています。

最終的には、公設事務所に帰任の上、千葉での活動を還元したい、自分が養成を受けた恩返しをしたいとも考えています。